

※ 常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者の数を50で除した数以上配置しているものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,331 単位
b 要介護1	1,359 単位
c 要介護2	1,405 単位
d 要介護3	1,451 単位
e 要介護4	1,497 単位
f 要介護5	1,543 単位

※ 平成15年3月31日までの間に限り算定

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,265 単位
b 要介護1	1,292 単位
c 要介護2	1,336 単位
d 要介護3	1,379 単位
e 要介護4	1,422 単位
f 要介護5	1,465 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,219 単位
b 要介護1	1,245 単位
c 要介護2	1,286 単位
d 要介護3	1,328 単位
e 要介護4	1,369 単位
f 要介護5	1,411 単位

※ 常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者数を50で除した数以上に配置するとともに、個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費

(削除)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	950 単位
b 要介護1	984 単位
c 要介護2	1,094 単位
d 要介護3	1,332 単位
e 要介護4	1,433 単位
f 要介護5	1,524 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	905 単位
b 要介護1	924 単位
c 要介護2	1,033 単位
d 要介護3	1,193 単位
e 要介護4	1,349 単位
f 要介護5	1,391 単位

(四) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)

a 要支援	1,188 単位
b 要介護 1	1,214 単位
c 要介護 2	1,254 単位
d 要介護 3	1,294 単位
e 要介護 4	1,334 単位
f 要介護 5	1,375 単位

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)

5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援	1,037 単位
b 要介護 1	1,048 単位
c 要介護 2	1,066 単位
d 要介護 3	1,084 単位
e 要介護 4	1,101 単位
f 要介護 5	1,119 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	939 単位
b 要介護 1	948 単位
c 要介護 2	964 単位
d 要介護 3	980 単位
e 要介護 4	996 単位
f 要介護 5	1,011 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 要支援	874 単位
b 要介護 1	894 単位
c 要介護 2	1,005 単位
d 要介護 3	1,156 単位
e 要介護 4	1,313 単位
f 要介護 5	1,354 単位

(削除)

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援	929 単位
b 要介護 1	965 単位
c 要介護 2	1,017 単位
d 要介護 3	1,069 単位
e 要介護 4	1,120 単位
f 要介護 5	1,172 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	842 単位
b 要介護 1	875 単位
c 要介護 2	921 単位
d 要介護 3	967 単位
e 要介護 4	1,013 単位
f 要介護 5	1,059 単位

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費

(一) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,263 単位
b 要介護 1	1,289 単位
c 要介護 2	1,331 単位
d 要介護 3	1,373 単位
e 要介護 4	1,415 単位
f 要介護 5	1,457 単位

(二) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,233 単位
b 要介護 1	1,259 単位
c 要介護 2	1,300 単位
d 要介護 3	1,340 単位
e 要介護 4	1,381 単位
f 要介護 5	1,422 単位

(三) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,214 単位
b 要介護 1	1,239 単位
c 要介護 2	1,279 単位
d 要介護 3	1,319 単位
e 要介護 4	1,359 単位
f 要介護 5	1,399 単位

(四) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV)

a 要支援	1,186 単位
b 要介護 1	1,210 単位
c 要介護 2	1,249 単位
d 要介護 3	1,288 単位
e 要介護 4	1,327 単位
f 要介護 5	1,366 単位

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費

(一) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,125 単位
b 要介護 1	1,168 単位
c 要介護 2	1,239 単位
d 要介護 3	1,309 単位
e 要介護 4	1,380 単位
f 要介護 5	1,450 単位

(二) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,097 単位
b 要介護 1	1,139 単位
c 要介護 2	1,208 単位
d 要介護 3	1,276 単位
e 要介護 4	1,345 単位
f 要介護 5	1,413 単位

(三) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,081 単位
b 要介護 1	1,123 単位
c 要介護 2	1,190 単位
d 要介護 3	1,257 単位
e 要介護 4	1,325 単位
f 要介護 5	1,392 単位

(削除)

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費

(1) 要支援	889 単位
(2) 要介護 1	899 単位
(3) 要介護 2	913 単位
(4) 要介護 3	928 単位
(5) 要介護 4	943 単位
(6) 要介護 5	958 単位

ヘ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

(1) 介護力強化型短期入所療養介護費	
(一) 介護力強化型短期入所療養介護費(I)	
a 要支援	1,233 単位
b 要介護 1	1,259 単位
c 要介護 2	1,301 単位
d 要介護 3	1,343 単位
e 要介護 4	1,385 単位
f 要介護 5	1,427 単位
(二) 介護力強化型短期入所療養介護費(II)	
a 要支援	1,168 単位
b 要介護 1	1,192 単位
c 要介護 2	1,232 単位
d 要介護 3	1,271 単位
e 要介護 4	1,310 単位
f 要介護 5	1,350 単位
(三) 介護力強化型短期入所療養介護費(III)	
a 要支援	1,121 単位
b 要介護 1	1,145 単位
c 要介護 2	1,182 単位
d 要介護 3	1,220 単位
e 要介護 4	1,258 単位
f 要介護 5	1,295 単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費

(1) 要支援	796 単位
(2) 要介護 1	828 単位
(3) 要介護 2	871 単位
(4) 要介護 3	915 単位
(5) 要介護 4	959 単位
(6) 要介護 5	1,003 単位

ヘ 介護力強化病院における短期入所療養介護費
(削除)

(四) 介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅳ)

a 要支援	1,091 単位
b 要介護 1	1,114 単位
c 要介護 2	1,150 単位
d 要介護 3	1,186 単位
e 要介護 4	1,223 単位
f 要介護 5	1,259 単位

※ 介護力強化病院は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

9 痴呆対応型共同生活介護費

イ 痴呆対応型共同生活介護費

(1) 要介護 1	809 単位
(2) 要介護 2	825 単位
(3) 要介護 3	841 単位
(4) 要介護 4	857 単位
(5) 要介護 5	874 単位

9 痴呆対応型共同生活介護費

イ 痴呆対応型共同生活介護費

(1) 要介護 1	796 単位
(2) 要介護 2	812 単位
(3) 要介護 3	828 単位
(4) 要介護 4	844 単位
(5) 要介護 5	861 単位

※ 以下に該当する痴呆対応型共同生活介護事業所において、夜勤を行う職員を配置して痴呆対応型共同生活介護を行った場合は、夜間ケア加算として、1日につき71単位を所定単位数に加算

イ 適切なアセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること

ロ 夜勤職員を配置していること

ハ 過去1年以内に実施したサービスの質の自己評価結果(平成17年度以降は外部評価結果)が公開されていること

10 居宅介護支援費	
イ 要支援	650 単位
ロ 要介護 1 又は要介護 2	720 単位
ハ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	840 単位

11 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費	
(1) 介護福祉施設サービス費	
(-) 介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	796 単位
b 要介護 2	841 単位
c 要介護 3	885 単位
d 要介護 4	930 単位
e 要介護 5	974 単位

10 居宅介護支援費 850 単位

※1 支給限度基準額に係る居宅サービスのうち、4以上の種類の居宅サービスを定めた居宅サービス計画を作成する場合に、100単位を所定単位数に加算

※2 以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定

- イ 居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者に交付すること
- ロ 特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも3月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること
- ハ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること

※3 1単位の単価に係る地域差を導入(現行の訪問介護等と同様)

11 介護福祉施設サービス

イ 従来型介護福祉施設サービス	
(1) 介護福祉施設サービス費	
(-) 介護福祉施設サービス費	
a 介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	677 単位
ii 要介護 2	748 単位
iii 要介護 3	818 単位
iv 要介護 4	889 単位
v 要介護 5	959 単位

(二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	717 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	797 単位
d 要介護 4	837 単位
e 要介護 5	877 単位

(三) 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	671 単位
b 要介護 2	709 単位
c 要介護 3	746 単位
d 要介護 4	784 単位
e 要介護 5	821 単位

(2) 小規模介護福祉施設サービス費

(一) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a 要介護 1	907 単位
b 要介護 2	958 単位
c 要介護 3	1,009 単位
d 要介護 4	1,059 単位
e 要介護 5	1,110 単位

(二) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	760 単位
b 要介護 2	802 単位
c 要介護 3	844 単位
d 要介護 4	887 単位
e 要介護 5	929 単位

(三) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	730 単位
b 要介護 2	771 単位
c 要介護 3	812 単位
d 要介護 4	852 単位
e 要介護 5	893 単位

b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	601 単位
ii 要介護 2	656 単位
iii 要介護 3	711 単位
iv 要介護 4	766 単位
v 要介護 5	821 単位

c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

i 要介護 1	554 単位
ii 要介護 2	599 単位
iii 要介護 3	645 単位
iv 要介護 4	691 単位
v 要介護 5	736 単位

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1	841 単位
ii 要介護 2	908 単位
iii 要介護 3	976 単位
iv 要介護 4	1,043 単位
v 要介護 5	1,110 単位

b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	722 単位
ii 要介護 2	770 単位
iii 要介護 3	819 単位
iv 要介護 4	867 単位
v 要介護 5	915 単位

c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

i 要介護 1	670 単位
ii 要介護 2	710 単位
iii 要介護 3	750 単位
iv 要介護 4	790 単位
v 要介護 5	830 単位

□ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	796 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	866 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	950 単位
(二) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	717 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	779 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	855 単位
(三) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	671 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	730 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	801 単位
(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	907 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	986 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,082 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	760 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	826 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	906 単位
(三) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	730 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	794 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	871 単位

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	677 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	787 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	924 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	601 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	686 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	793 単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	554 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	624 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	713 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	722 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	797 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	890 単位
c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	670 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	732 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	810 単位

□	小規模生活単位型介護福祉施設サービス	
(1)	小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
(一)	小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
a	要介護 1	784 単位
b	要介護 2	831 単位
c	要介護 3	879 単位
d	要介護 4	927 単位
e	要介護 5	974 単位
(二)	小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費	
a	要介護 1	841 単位
b	要介護 2	908 単位
c	要介護 3	976 単位
d	要介護 4	1,043 単位
e	要介護 5	1,110 単位
(2)	旧措置入所者小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
(一)	旧措置入所者小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
a	要介護状態以外又は要介護 1	784 単位
b	要介護 2 又は要介護 3	858 単位
c	要介護 4 又は要介護 5	950 単位
(二)	旧措置入所者小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費	
a	要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
b	要介護 2 又は要介護 3	945 単位
c	要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位

※ □の算定に当たっては、保険料の第 1 段階に属する者については 1 日につき 66 単位、保険料の第 2 段階に属する者については 1 日につき 33 単位を所定単位数に加算

二 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 570 単位
 ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して(利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して)必要な情報を提供した場合に算定

12 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費

- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 (一) 要介護 1 880 単位
 (二) 要介護 2 930 単位
 (三) 要介護 3 980 単位
 (四) 要介護 4 1,030 単位
 (五) 要介護 5 1,080 単位
- (2) 介護保健施設サービス費(II)
 (一) 要介護 1 810 単位
 (二) 要介護 2 857 単位
 (三) 要介護 3 903 単位
 (四) 要介護 4 949 単位
 (五) 要介護 5 995 単位

ハ 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 400 単位
 ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に算定
- (3) 退所前連携加算 500 単位
 ※ 入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

12 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費

- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 (一) 要介護 1 819 単位
 (二) 要介護 2 868 単位
 (三) 要介護 3 921 単位
 (四) 要介護 4 975 単位
 (五) 要介護 5 1,028 単位
- (2) 介護保健施設サービス費(II)
 (一) 要介護 1 725 単位
 (二) 要介護 2 767 単位
 (三) 要介護 3 809 単位
 (四) 要介護 4 851 単位
 (五) 要介護 5 893 単位

※1 リハビリ体制加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者の数を50で除した数以上配置しているものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 1,070 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

※1 リハビリ機能強化加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者数を50で除した数以上に配置するとともに、個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 400 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定

(三) 退所時情報提供加算 500 単位

※ 退所後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

(四) 退所前連携加算 500 単位

※ 入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定